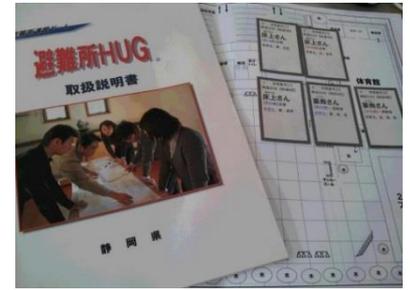


1. 避難所運営ゲーム(HUG)について

- ◇ HUGは、ゲーム参加者が避難者を体育館や教室に見立てた平面図にどれだけ適切に配置できるか、また、避難所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲーム。
- ◇ 高齢者や障がいのある人、震災孤児、外国人、ペット連れ等、個別の事情を抱える多数の避難者を適切に生活スペースに配置したり、トイレや炊き出し場の決定、ボランティアの受け入れ等に対応していく中で、参加者の中で自然に活発な意見交換が行われ、それぞれが新たな気づきや視点を獲得し、個々の考え方の相違について認識するなど、お互いに理解を深めながら避難所の運営に取り組むカードゲームとして期待されている。
- ◇ HUGは、静岡県の商標登録製品。(商標登録第5308380号(平成22年3月12日付登録))



2. 避難所運営ゲーム(HUG)を取り巻く状況・課題

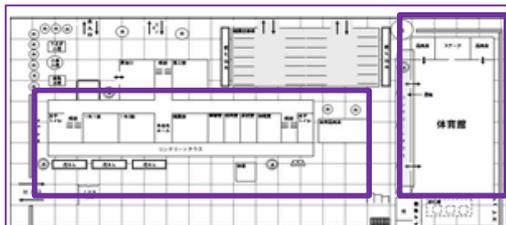
(1)実施ニーズの高まり

- ◇ HUG実施による効果が認識され、市町村からのHUGキットの貸出ニーズが高まっている。
- ◇ また、昨年秋から、豪雨や豪雪といった気象災害が道内各地で発生しており、避難所開設の事案が増えていることから、市町村による避難所運営研修の必要性が、さらに高まっている。
- ◇ また、自主防単位での実施ニーズも高まっている。

(2)道内実施における課題

- ◇ 積雪寒冷地や校舎の構造の違いなど、北海道特有の視点が盛り込まれていないこと。
- ◇ ゲーム実施後に課題を整理し、地域の防災対策に活かすことが必要。
- ◇ 商標登録製品であり、商品名の利用やゲームカードなどの二次的著作物としての活用を整理する必要がある。

750
災害対策本部ですが、炊き出し用の鍋、釜、食器などが21時に到着します。炊き出し場を決めておいてください。



3. 二次的著作物に関する静岡県の考え方

◇静岡県「避難所HUG」使用取扱規程(H27.2.24施行) 一部抜粋 第4条(使用許諾)

知事は、前項の規定する申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、HUGの使用を許諾するものとする。

- (1) 営利団体等が自己の利益を主たる目的とする又は当該使用にかかる物件を対価の対象とするとき。
- (2) 法令、公序良俗に反するとき。
- (3) 以降略

4. 教材開発にあたっての基本的な考え方

◇北海道の地域特性を踏まえた視点

積雪寒冷地であること等、北海道の避難所で起こり得る想定を盛り込む。

◇避難所運営の課題解決の視点

ゲーム体験を通じた課題の洗い出しを行い、効果的な避難所運営に役立てる。

「避難所運営ゲーム」(北海道版)の開発

5. 進め方・スケジュール(案)

出来るだけ早期に知見のある構成員による推進チームを設置し、平成27年度中に教材開発、静岡県協議、教材の普及啓発の取組まてを行う。

◇協働プロジェクト推進チームの設置 平成27年4月

◇主な作業

- ・教材作成に向けた検討、静岡県との協議、試行、普及啓発を目的とした地域研修会の実施など。